

賀茂歴史勉強会の発足

藤木 文雄

このほど、同族会内に「賀茂歴史勉強チーム」が発足し昨年八月から活動をはじめた。

わたくしも賀茂社家は、鴨県主の時代より数えておよそ千七百年近い歴史を持つ日本でも有数の古い家系に属することはいまさらいうまでもない。

賀茂社家の帯びる県主という姓は人皇第十三代の成務天皇の時代に賜つたと伝える。その真否はさておき、一般に県主とは「卑弥呼」の時代の直後に始まつたとされる初期大和王権の成立時に、今の郡の単位にあたる県を挙げて大和王権に帰属した地方首長であつて、

同族の一部を奉仕させたりすることなどを約することを代償に、ひきつづいて県の支配や「県神社」の祭祀を認められた地方豪族をいう。高市、志貴、葛木、十市、山辺、曾布の倭の六県か

らは甘菜辛菜が貢献されたが、鴨県主は、支配する「葛野」県から「薪炭・

水」などを貢納すると共に一族から「主殿」「主水」の職にたずさわる人物を上番させるのが習わしであつた。この

ような鴨（賀茂）県主の宮中奉仕の伝統は奈良朝以後の律令制の下でも「養老律令の職員令」に制度化されたが、以後連綿として明治に至るまで「名負氏」の職として絶えることなく続いてきた。この主殿の仕事を象徴化したのが八咫鳥の説話ともいわれる。

いつばう、「県主神社」であつた賀茂社は欽明天皇の時代（六世紀）に朝廷から「天災停止」の靈験を認められたのをはじめとして隆昌をきわめ、万葉の時代には遙か奈良から女流歌人の大伴坂上郎女も祭の見物に参じ、朝廷も山背国司をしてたびたび賀茂祭の規制を加えさせるほどの賑わいぶりとなつていて。ここにいたり時の朝廷は賀茂社を二分し、新たに蓼倉の里に下鴨社が祭されることとなつた。奈良朝半ば天平末年頃のことであるといふ。これ

の長い沿革のなかで單に神道の分野に限らず、歌道、蹴鞠、書道、有職故実をはじめとする王朝文化の一翼を担う賀茂文化圏が形成され、これらの道に秀でた人物も多数輩出している。本来、文化遺産の対象は、たんなる神社・神域の形だけにとどまらず、歴史遺産の総体でなければならないとおも

王城鎮護の役割が加わり社格も次第に加階され賀茂祭りは伊勢神宮と同格の中祀に準じ、神領の拡大、莊園・御厨

の寄進が相次ぎその勢威は権門にならぶこととなつた。また、県主の女子が務めてきた斎祝子（さいご・いつきのはふりこ）は内親王が斎院としてえらばれることとなり、一県主神社から国家貴紳の崇敬の的となつていった。

その後、公武の権勢の交代にしたがい朝家と消長をともにし応仁の乱以後元禄まで勅祭も中断したこともあつたが明治に至るまで万古不易の姿を保つてきた。このような歴史は公武の崇敬とともに伝統は、文庫や社家伝来の文書の散逸と共にやがて風化していく

江戸中期に師家の制度ができて、収集された古文書・系図を三手文庫に復元し三手の若衆が会所につどうて講学に励んだ伝統は、文庫や社家伝来の文書の散逸と共にやがて風化していく

れなくなつた。

この長い沿革のなかで單に神道の分野に限らず、歌道、蹴鞠、書道、有職故実をはじめとする王朝文化の一翼を担う賀茂文化圏が形成され、これらの道に秀でた人物も多数輩出している。努力を基盤に社家会員が結集して、やがて昭和十五年「賀茂同族会」が形成され、昭和四十年の「財團法人賀茂県主同族会」の設立につながり、ついで昭和四十四年、「賀茂禰宣神主系図」

十六巻が重要文化財の指定を受けるにいたつた。

賀茂文化遺産の収集復元ならびに現世代によるその共有化と次世代への伝承は、われわれの世代に属する会員の責務であり、同族会の設立目的の基礎であるともいえる。ここ数年来の有志による毎年夏の「葛城山麓を歩く会」の試みは、賀茂古代の伝承の地を歴訪することで会員間の結束を高め、歴史認識の涵養、普及のための努力の軌跡であろう。

今回同族会の中にもうけられた「賀茂歴史勉強チーム」の目指すところもこの線につらなる。

名称を「賀茂の歴史勉強会」と銘打ち、とりあえず、役員の有志のメンバー十名で月一回の「賀茂注進雑記」の輪読からはじめている。賀茂注進雑記は江戸初期の延宝八年幕府寺社奉行のもとめに応えて、当時の社司以下がとりまとめ撰進した記録である。内容は当宮本縁、祭礼、神宝、斎院、御幸・官幣、造営、神領、社家の八部にわたつて由緒上必須の事柄を網羅していて、神道学の権威といわれた故宮地直一教

授も簡にして要を得た好著と評する賀茂社に関する基本的文献である。輪読が将来この注進雑記の「平成の現代訳・校注」などの形にみのり、会員諸氏の共有財産に加わることとなれば幸いである。

勉強会の対象はこれ一つにとどまるのではない。メンバーの研鑽が進めば、「歩く会」による「史跡探訪」、「賀茂社家人物列伝紹介」、「歴史講座」、「史料・文献収集」、「近縁社家との交流」などにも及び広く会員の参加をつのつてゆきたいと考えている。ただ、上賀茂神社の側でも先年來文化庁の指定事業として専門学者による「古文書の整理」がはじまり、「歴史文化講座」の開設などの積極的な活動が展開されている。これらの企画との重複をさけ、相補いつつ特徴ある活動としたいと思う。

なお、チームリーダーは賀茂在住の梅辻淳氏が当たられている。会合場所は、上賀茂畦勝町の長久堂地下ホール

葵歌壇

上賀茂 岡本 光子

山鳩 山鳩
やまばと とお
山鳩ははるか遠くに神田の
細まりてなお歌う賀茂街

明治四十年四月二十八日
中祖在實君 九百年薦事報告書より
五十二首の内の五首

冷泉家玉緒会所属

上賀茂 北大路 和子

対花言志

山紅葉 竜田姫かさしの紅葉染めあけて
錦織りなす秋の山里

寒夜月
さむさむと霜をかさぬる松か枝に
利鎌なす月影も冰れる

山雪
み山路は冬そさひしさまさりける
峯にも尾にも雪は降りつつ

山田勇二元悦
谷深く 咲匂ひたる花をみて
むかしのことを 思ひ出つゝ

谷口範信
咲匂ふ 花も昔をかたるらん
名もかくはしき けふの祭りに

残る一夜の鐘をわひしむ
野菊
おぐらま
小車はめくりめぐりて呉竹の
残る一夜の鐘をわひしむ

予安三吉
習はや たかくかをりて時來れば
いさきよく散 山さくら花

置き露の染めまとわせる野の菊の

なほむらさきに匂ふいとしさ

右の歌は平成九年九月「平成の歌会」

にて選者賞を受賞しました。

在實一千祭に向けての投稿(其六)

岡本光子(京都市北区上賀茂)

同族会阪神支部(仮称)発足について

理事 西池 勝太郎

広報紙第六号に発表いたしましたがその後、支部設立のための、具体的な活動開始は未だ遅れており、発足の段階には至つてないのが現状であります。昨年

からの課題となつておりますので、平成十三年、年明けと共に、いよいよ阪神支

部発足に向けて、準備会の開くことが出来るように努力をいたすと共に、皆様のお

智恵とお力添えをいただきたく存じます。

現在阪神地区在住の会員も約六十名にまで増加しております。

阪神地区在住の会員の皆様には、ぜひ御協力と御鞭撻をお願いいたします。

会務報告

副理事長 北大路 元顯

◎第二十回理事会(出席十)

平成十二年六月十八日開催

一、平成十一年度事業報告及決算の件

(一) 関目常務理事より当議案につき説明

後、全員賛成で可決された。

尚十一年度助成金募金に対する御礼

文のなかに、基本財産の増額を計る見地から、十二年度の会計執行状態を見た上で金一〇〇万円を繰入れ予定である事の説明があり、これについても全員の了解を得た。

更に「賀茂神主補任史」残部四〇二

部の売却に努力してほしい旨の意見があり、系図展観及祖先祭時には売却に努力している旨の説明があつた。

(二) 系図展観の打ち合せの件

系図展観に伴う平成十一年の実績及

今年度の予算についての説明があり、全員の賛成を得た。尚系図の展観方法

について討議があり、各流系図の展観

後の系図巻き戻しの所要時間及回数等

を調査し、来年度展観時の参考とする

事を申し合せた。

◎第二十一回理事会(出席九 欠席一)

平成十二年十月七日開催

一、「会員資格基準運用について」の一

部改正について

八号、資格基準の一号及び二号の会

員が死亡した時、その配偶者(賀茂姓)

各役員の当日の役割分担が決められた。

三、その他報告事項

が出来る。を新設する。

依つて從来の八号を九号に、九号を

十号とし、その十号を次の様に改める。

十号、新会員の承認に際しては、系

合同事務局で審議し、その後理事会、評議員会において追認の方法で処理する旨発言があり、了解を得た。

ハ、阪神グループ結成の進捗状況について

阪神地区会員は約六十名であり、発

足の準備を進めている旨の報告があつた。

十一号を次の様に改める。

十一号理事会に於て承認後直ちに理

事長は結果を申請人に通知するものと

する

次に従来の十一号を十二号とし、そ

の十二号を次の様に改める。

十二号上記の項目について、疑義が

生じた場合には、評議員会並びに理事

会に於て検討を行うものとする

この改正規定は平成十二年十月二十

九日から施行する。

以上の改正案を諮つた結果、全員異

議なく承認された。

二、祖先祭の準備について

祖先祭についての会務報告がされ、

各役員の当日の役割分担が決められた。

三、その他報告事項

イ、重文系図の活字化出版について

チークリーダー、梅辻淳、副リーダー、

口、同族会加入申請書の処理について

次回検討する事になつた。

口、賀茂歴史勉強会立ち上げについて

チームリーダー、梅辻淳、副リーダー、

藤木文雄両氏が決った旨報告があつた。

ハ、競馬会チーム再編について

次回検討する事になった。

二、神社からの個人宛通知について

神社が会員へ行祭事等の参加を求め

る場合は、同族会（個人宛でなく）宛

にするのが望ましいとの意見があり、

これに対し、神社が独自に個人へ祭事

等に参加を呼びかけているものであり、

同族会はそこまでタッチする必要もな

い（同族会を通した場合出席を強要さ

れる）との意見も出され、今後の検討

課題とする事になった。

◎第十九回評議員会（出席一七 欠席四）

平成十二年六月十一日開催

一、平成十一年度事業報告、同決算の件

関目常務理事より、系図展観、神事

奉仕及祖先祭の報告と共に広報紙の發

行（広報チーム）、会員の「資格基準」

奉仕及祖先祭の報告と共に広報紙の發

行（広報チーム）、会員の「資格基準」

奉仕及祖先祭の報告と共に広報紙の發

行（広報チーム）、会員の「資格基準」

奉仕及祖先祭の報告と共に広報紙の發

行（広報チーム）、会員の「資格基準」

(1)理事会
第23回 平成13年2月25日(日)13:30
第24回 平成13年6月24日(日)13:30
第25回 平成13年10月21日(日)13:30
第26回 平成13年12月9日(日)13:30

(2)評議員会
第21回 平成13年2月18日(日)13:30
第22回 平成13年6月17日(日)13:30
第23回 平成13年10月21日(日)10:00
第24回 平成13年12月9日(日)10:00

(3)系図曝涼 平成13年7月29日(日)

(4)祖先祭 平成13年10月28日(日)

(5)合同事務局会議
(時間は何れも13:30)
18回 1月21日(日) 19回 2月12日(祭)
20回 3月11日(日) 21回 4月15日(日)
22回 5月20日(日) 23回 6月10日(日)
24回 7月22日(日) 25回 8月19日(日)
26回 9月16日(日) 27回 10月7日(日)
28回 11月11日(日) 29回 12月2日(日)

(注)上賀茂神社と日程について打合せの結果一応上記予定表を作成しました。但し神社の都合で日程の変更もありますのであらかじめ御承知下さい。

とその「運用について」の細則が整備

され会員名簿（十一年度版）が発行さ

れた事、及び関東グループが立ち上げ

られ、平成十一年八月二十九日に総会

が開催された旨の報告があり、決算報

告についても全員が承認した。

二、系図展観について

系図展観に伴う費用として二十万円

計上、会員全員に対する案内状の発送、

広報紙（第六号）に開催日の掲載及び

当日の役割分担が決められた。（当日

雨天の場合は後日役員のみにて実施す

る事を申し合せた。）

三、その他事項

イ、平成十二年二月以降の同族会加入

申請者に対する系図名簿チームでの資

員の賛成があり、理事三役に全額その

口、西池理事長の病気見舞について全

員の賛成があり、理事三役に全額その

口、西池理事長の病気見舞について全

員の賛成があり、理事三役に全額その

口、西池理事長の病気見舞について全

員の賛成があり、理事三役に全額その

口、西池理事長の病気見舞について全

員の賛成があり、理事三役に全額その

他について一任された。

ハ、阪神グループ結成について支援し、

その他の報告事項

その記事を広報紙に掲載することになった。

「賀茂歴史勉強会」の発足に当り、チー

ム加入希望者を募ることとした。

二、平成十一年度助成金お礼文に基本

財産の増額を計るため、十二年度の会

計執行状態を見た上で、金一〇〇万円

を繰入れる予定であるとの説明があつた。

◎第二十回評議員会（出席一五 欠席六）

平成十二年十月八日開催

一、「資格基準運用について」の一部改

正の件

平成十二年十月三日施行の「賀茂県

主同族会会員資格基準運用について」

のうち一部改正案につき提案され全員

の賛成を得た。

（内容については第二十二回理事会の項参照のこと。）

二、祖先祭準備の件

祖先祭斎行に当り、当日の配付資料

についての説明と共に各役員の役割分

担を決定した。なお今後は会員相互の

親睦を計ると共に、若い人達も積極的

に出来るような行事を組み入れる事が

必要であるとの意見が出され、今後合

同事務局会議で検討する事となつた。

三、その他報告事項

出版社及び東大史料編纂所の先生方

に於て出版可能性について検討されて

おり、その進捗状況について理事長から

報告があるも、次回検討する事とした。

口、賀茂歴史勉強会について

参加希望者十名による賀茂県主の歴

史を研究するチームが発足し、月一回

の会合でまず「賀茂注進雑記」の輪読

から開始した旨報告があつた。

尚チームリーダー梅辻 淳、副リーダー

藤木文雄両氏が決った旨報告があつた。

○広報紙「賀茂縣主だより」第七号が出

来上りましたのでお届けします。

○第六号記事内容に会員名の文字に若干、

誤字、脱字がありました。万全を期しま

したが、不手際のありましたことを深く

反省しあ詫びいたします。今後は、編集

にあたり、広報チーム一同一層の注意を

払います。

○今後も会員の力で広報紙の一層の充